

國民國家確立の一過程（下）

西井克己

本論 その二

「獨逸の國民意識は、Napoleonの抑壓に依て喚起され、自由戦役の際顯現した」。舊プロシヤ王國は一八九二年六月三日 BismarckのJenaの大學代表に對する講演の表現を藉りれば、洵に「重壓的槌・外國支配に打碎かれた鐵」にも譬ふ可きであつたが「斯る苦難時代、獨逸の英傑達は獨逸統一なる國民意識の理念を完全に把握した」^①。

例へば、其一人たる Stein 男は、一八一二年十一月、一ハノヴァー政治家宛書簡に於て

「私の冀望する處は：唯一の祖國たる獨逸が：獨立と自主、國民性を再び獲得、其等を佛露間に確保し得るに足るだけ強大になると言ふ事である。私の信條とする處は Einheitである」^②と述べて Rüdiger 將軍亦、一八一三年初頭、Scharnhorst 宛

「今やプロシヤのみならず、祖國獨逸の全てが、再び奮起して Nation を形成しなければならぬ」^③と送つてゐる。

十九世紀初頭其曙光を見、彼の獨佛戰役快捷の結果、遂に完成せられた獨逸國民國家——獨逸帝國の形成確立道程を觀んとする者でない私は、果して上述の見解を以て足れりとすべきや否やは問はない。然し少くとも、十九世紀初頭、自由戰役を一大メルクマールとして表れた獨逸國民意識の昂揚は、確に契機としてのナポレオンの獨逸蹂躪に歸因せしめねばならないであらう。

若し斯く論斷する事が許されるならば、先に私が「本論その一」に於て觀たるが如き、或は「半獨立國」の謂ひ、或は「半植地的」と稱せらるゝ歐米列國の吾國に對する強壓も亦、維新の大業成就の上——拙稿に於ては唯、國民國家、殊に吾國民國家の發展過程の考究にのみ限定されてゐる——何等か注目すべき影響を齎らし、意義を有したであらう事は疑なき事實と愚考される。

素より斯る影響意義の探究には、先づ各方面に互る開國前の吾國々内狀勢に就き考察されねばならないであらうが、^④然し此處では唯、「序論」に於ける卑見に基づき、商品經濟の發達——從つて其前提たる可き商品生産部門の發展段階に就き若干考察して見たいと思ふ。

小規模農業と之に結合せる廣汎なる農村的自給的手工業、並に小市民的同業組合的手工業、要之、其生産様式の點よりすれば自然經濟に立脚、又行政形態より見れば地方分權を特徴とする典型的封建社會が、其後正しく徳川幕府に依て著しき歪曲を受けたとは謂へ、^⑤夙に早く戰國の世を経たる織豊時代以後に於て、目覺しき發展變化を遂げつゝあつた事は周知の事であらう。^⑥

即ち吾々が、江戸時代の後期、廣汎なる産業部門、殊に織物、製糸業に於て看取し得る、從來のギルド的封鎖性小規模性に比し著しく自由にして大規模となりつゝある事に於て重要性を有つ問屋制度前貸制度の存在^⑦、或は製糸、織物、醸造、砂鐵製鍊、蠟製造業に見得る手工業なれども資本主義的機構を備ふるマニユファクチュアの採用、將又、直ちに資本家自らに依る其とは同一に論じ難きも、幕末に入つては幕府及び水戸、佐賀、薩摩の諸雄藩に依て機械すら輸入され初めつゝあつた事實等は、徳川幕府の商品經濟發達に對する執拗なる抑壓策にも不拘、既に室町時代に初まつた兵農分離に伴ふ武士の都市集中、參觀交代、貨幣、金融制度、交通等々の發達と相俟つて、商品經濟が相當顯著なる發達を遂げつゝあつた事を物語るものであらう。

私は今、彼の餘りにも有名なる土屋喬雄、服部之總兩氏間を中心として交へられたる開國前の吾國の「嚴密なる意味に於けるマニユファクチュア時代」規定の可否に對する論争に就ては觸れ得ない^⑧。然し、斯る規定の當否如何に不拘「徳川時代の工業の經營形態は、從つて工業資本の發展は、從來考へられてゐたよりも遙かに進展が大であつた」^⑨事の定説化は、何にもまして此論戰の一大收穫であつたと謂へやう。

斯る假令正常化に非ざるも、商品生産部門の躍進的發展は言ふ迄もなく、商品經濟の凡ゆる分野に於ける異常なる浸透を意味する^⑩。

「何モ彼モ皆其物ノ御買上ニテ、御用ヲ辨セラル、…公儀ノ御身上」、「其妻ハ常ニ江戸」にて、其身は「一年挾ミ」に江戸に在る諸大名は素より「御旗本ノ諸士トモ常ニ江戸ニテ、常住ノ旅宿也、諸大名ノ家中モ大形其城下ニ聚居テ、面々ノ知行所ニ居ラザレバ旅宿ナル上ニ、近年ハ江戸勝手ノ家來次第ニ多クナル、是等ノ如キ總シテ武士トイハル、程ノ者ノ旅宿ナラヌハ一人モ無ク」畢竟ハ、著一本ニテモ買調ヘザレバ不叶コト成^⑭る有様が、都市人口の過半數を占むる「工商ノ業ラスル者、棒手振、日雇取^⑮」等の間に見得らるゝ處なるは言ふ迄もないが、農村に於ても亦「富る百姓は身分を忘れて都會に住る貴人も同じ様に奢を構へ、家居も古今雲泥の相違にて門構玄關長押書院床違など結構を盡し^⑯」たるさへあり「左程餘情もなき百姓の伴ども、又難澁人の妻娘杯も富るものゝ有様を羨み：或は繁花の風に倣ひ、己が家の姿に娘の織りたる布木綿を嫌ひ、他國の産物を買求め、太織棧留を始め、分限の者もなく或は絹縮緬をも着用いたし、帷子も奈良近江越後縮など高料なる品を用ひ、或は紹縮緬の羽織を着し、帯は厚板織緞子博多織などいへる流行の品を調へる^⑰」状態を以てしては、假令此等著者の奢侈を戒むる誇張的表現を考慮すべきとは謂へ、前者「政談」は享保（一七一六—一七三五）^⑱、後者「世事見聞録」は文化（一八〇四—一八一七）年間の叙述なるを想起する時、其後百有餘年乃至數十年を経たる開國當初の吾國商品經濟の發達が、縦横何れの層にも可成りの程度に及んでゐたであらう事は、推察に難き事とは思はれない^⑲。

幕府の企圖、政策の如何に不拘、駭々として進展しつゝある斯る商品經濟の發達が、果して如何なる歴史の意義を有するものなるやの全面的檢討は、今私の能くし得る處ではない。私の課題は唯、織豊時代以降、既に其成立を見たる吾國々民國家の發展過程^②への一瞥にあつたに過ぎない。従つて、以上の文字通り淺薄杜撰なる商品經濟發達の概觀よりしては、單に、依然として否益々、國內市場、國民國家確立の緊要が痛感されつゝあつたであらう事、而して其時既に斯る要望は、唯一絶對的に、幕府に對してのみ向けられたものではないであらう事のみが論結される。蓋し、究局に於て封建制に立脚する幕府は、其内在的矛盾たる商品經濟の發達に依て自己否定を受けつゝあるからである。

兎もあれ斯る際、先に「本論その一」に於て觀たるが如き列強の強壓が、又形成發展途上にある吾國民國家の形態にも、何等かの影響を及ぼせるであらう事は容易に首肯し得る處であらう。

恐多くも、上朝廷に於せられては

「朕不肖ノ身ヲ以テ夙ニ天位ヲ踐ミ忝クモ萬世無缺ノ金甌ヲ受恒ニ寡德ノ先皇ト百姓トニ背ン事ヲ恐ル就中嘉永六年以來洋夷頻ニ猖獗來港シ國體殆ト言ヘカラス諸價沸騰シ生民塗炭ニ苦ム天地鬼神夫レ朕ヲ何トカ言シ嗚呼是誰ノ過ソヤ夙夜是ヲ見テ止ム事能ハス嘗テ列卿武將ト是ヲ議セシム如何セン昇平二百有餘年威武ヲ以テ外寇ヲ制壓スルニ足ラサル事ヲ云々^③」と諭し給ふ事屢々、又眞木和泉守、野宮定功卿並藩主に上りし書に曰く、

「近來夷狄ども逆焰盛んに相成既に去申八月清國に打入、北京を追落し候由。畢竟は清國衰弱にて個様にも至り候哉に被存候へども、夷狄どもの強盛は是にて被察候事に御座候。方今の勢にて相考候に神州も如何相成可申哉。洵に危き様子に相見え申²⁴」し、實に「丑年以來西洋夷賊猖狂仕候儀は言語同斷之儀：可慨次第に御座候云々」と。

以て「夷狄猖獗²⁵」なる列國の威壓に對する認識把握が、吾國上下を通じ各層に深まりつゝあつた事が窺ひ得やう。

而して斯る認識把握は、自ら自覺々醒に展開しなければならなかつた。獨逸に於てもさうであつた如く、從來嘗て見ざる國民意識の昂揚其であるが、其は政治的表現としては、既に成立を見たる國民國家の確立運動として具現化せられた。何となれば「外國に對立して和戰一定の國是を定めんには：日本國內に名分、實力の二政府を並立せしめて、政令二途に出づるが如き畸形的國體は：之を存立するを容さず：國內を統一するの外ある可ら²⁷」ざるからである。

或は謂ふ處の公武合體論

「待夷之御良策は公武御一和叡慮御遵奉に基き可申旨數年相含候鄙見に御座候然るに鎖國開國と申者待夷之御大體關係重く候へ共其根本より觀候へば是等は枝葉の説とも可申公武之御議論草野の可伺知事に無之候へ共：御國體相立候へは開鎖和戰は時之宜に隨ひ守柱膠柱之義は全く有之間敷然るに御

國體被相立候基本と申候へは大義大倫を明にし天下議論統一人心和協：公武之御間柄純然御合體にて御國體相立候外有之間敷云々^{②③}の文久元年十月三日の松平大膳太夫の建言、將又

「從來私持論者、天下之人心歸嚮仕候御方、要路ニ御出職、公武之御間、大道相立、無内外表裏、眞實之御一和ニ被爲成：上下一致、御國體堅實之上：天下之公論ヲ以外夷御所置、永久不朽之良法、彼召建度愚考ニ御座候言々^{②④}」の文久二年島津久光の呈書、

或は又謂ふ處の御幕の尊王論

「謹テ奉_レ密奏候、當時天下之形勢、驟々トシテ黠夷外ヨリ逼リ：實ニ國體ノ存亡、命脈ノ斷續、此時ニ有之段ハ、今更申上候迄モ無御座候、即窺覽ノ通ニ御座候。然ル上當戊十月ニテ華庫堺ノ三津、開港之規約滿候由、若此三ヶ所開港ニ相成候へバ、例ノ商館ト號シ、城郭様ノ物ヲ製造シ、群虜ヲ屯セシメ、軍艦ヲ繫ギ、砲台ヲ構へ、水陸ヲ要塞スルニ至リ、神州中斷ノ象ニテ、譬ハ龍蛇ノ胴中ヲ切斷セラル、如ク、首尾自ラ卒然、應援之道運ビ難ク、乍恐鳳闕ノ御危難、累卵ヨリモ甚シク萬一及其期候テハ、外寇掃攘之策可_レ施術計無之、手ヲ束ネテ左衽蟹文之風ニ變ジ、乍_レ居腥羶之正朔ヲ奉ズルノ外ニハ處置無之儀ハ、鏡影ヨリハ朗ニ御座候。右ニ付兩三年前ヨリ誠ニ心配仕_レり候も「益衰弱窮マリタル幕府ヲ憑ミ、攘夷ヲ策スルハ古今ノ愚策ニテ、決シテ行ハレ間舖：公武御合體夷狄掃攘扨ト申候趣ハ、根元姑息ヲ好ミ、不斷隘慮ノ胸臆ヨリ出ル處ニテ、假令事行ハレ候テモ十分ノ落着ハ無_レ覺束_レ」

就而は「奉備天覽」る上、中、下三策を建て「陛下親シク兵衆ヲ率ヒ賜ヒ、直ニ函嶺ヲ以テ暫ク行宮トシ給ヒ、幕府之科ヲ正シ、即前非ヲ悔、罪ヲ謝スル時ハ、官職ヲ剝ギ爵祿ヲ削テ、諸侯之列ニ加ヘ、若シ命ニ叛キ候時ハ、速ニ征伐スルヲ第一上策トス」^⑩なる文久二年四月八日付平野國臣の「回天三策」の如きは、何れも「外寇ヲ攘斥スルニモ、先内政ヲ正シ：上下一心ト申ガ當時第一ノ策」^⑪、換言すればより強固なる統一的國民國家の確立を俟つて、外夷の羈絆より脱せんとしたものに他ならぬ。

素より、此等幕末維新史を飾る諸雄藩、諸志士が、常に、或は公武合體論に、或は倒幕的尊王論に終始したのではない。其等の發展過程全般に互る逐次的論究乃至分析は、今私の任務ではないが、^⑫彼等の多くは、各々其情勢の然らしむる處に順應して、漸次公武合體論の殻より脱し、遂に克く維新の大業を創造せる倒幕的尊王論者となるに至り、^⑬茲に愈々國民國家確立の爲の大政奉還、維新政府の成立となつたが、彼慶喜が慶應三年十月十四日政權奉還の上表

「況ヤ當今外國之交際日ニ盛ナルニヨリ、愈朝權一途ニ出不申而者、綱紀難立候間、從來之舊習ヲ改メ、政權ヲ朝廷ニ奉歸、廣ク天下之公儀ヲ盡シ、聖斷ヲ仰キ、同心協力、共ニ皇國ヲ保護仕候得ハ、必ス海外萬國ト可並立候云々」^⑭に依ても、其間の消息を知り得やう。

要之、本章に於ける課題は唯、既述の歐米列國の半植民地的強壓が、如何なる影響を吾國家形態に及ぼしたかの瞥見にあつたが、論證の甚だ不備にも不拘、宛も十九世紀初頭ナポレオン蹂躪下の獨逸

の如く、其を一大轉機として未曾有の國民意識が昂揚、より強固なる國民國家の統一・確立達成の要望が、素より吾尊嚴なる國體の然らしむる處とは謂へ、公武合體、倒幕的尊王論を繞つて愈々熾烈を加へ、遂に維新政府の成立に依て具現化するに至つた、との結論が許され得るならば幸である。

而して斯る歐米の強壓が、究局的要因としてよりは、寧ろ契機として意義付けらる可きであらう事は「序論」にも述べた處であるが、然し茲に確立せる國民國家・明治政府の成立が、單に上述の要素、契機に依てのみ實現を見たのではなかつた事は、一つの注目すべき重要な事柄と思はれる。

① Schne; Nationalismus und Imperialismus. Berlin, 1928. S. 27.

② Schne; op. cit. S. 27-28.

③ Schne; op. cit. S. 28.

④ 凡ゆる史的現象、殊に國學等の觀念意識形態に就て言及されねばならないであらうが、然し夫は到底非才の能くし得る處ではなかつた。

⑤ 獨、伊における航路の變更にも比す、べき鎖國令は特に注目さる可きであらうが、其他田畑永代賣買禁止令、分田制限令等々は何れも徳川幕府の基礎動搖を阻止せんとしたものに他ならず、勢ひ織豊時代以降著しく看取し得る近世的諸要素の歪曲的發展を伴つた。

⑥ 信長の樂市、樂座の制定、關所の廢止の如きは、彼の立脚する處既に、純然たる封建制に非ざる事を示す。否、織豊兩氏に依り形成せられた統一國家自體、地方分權制を原初的典型的形態とする封建國家とは異り、近世的なる商品經濟の或程度の發達を前提とするものでなければならぬ。土屋喬雄氏著日本經濟史概要一五五—一五六頁、一六六頁等參照。

⑦ 同右、二〇五—二〇八頁。

- ⑧ 土屋喬雄氏著徳川時代のマニユファクチュア第三節以下改造第十五卷第九號六頁以下。
- ⑨ 土屋喬雄氏著封建社會崩壞過程の研究四八九—五二五頁。本庄榮治郎氏著日本社會經濟史三八一—三八二頁。
- ⑩ 同右日本社會經濟史二七〇—二七四頁、三六七—三六九頁、三九〇—四一二頁等參照。
- ⑪ 服部之總氏著明治維新の革命及反革命(日本資本主義發達史講座五—七頁)。同氏著維新史方法上の諸問題(歴史科學第二卷第三號二—二五頁所載)。同氏著嚴・マニユ・時代の歴史的條件(同雜誌第三卷第四號二—一六頁、同卷第五號一四—三五頁所載)等の所論に對する、前掲土屋喬雄氏著徳川時代のマニユファクチュアの論駁に依り火蓋の切られたる論争の經過、並に發展に就いては、歴史學年報(昭和十年度版)二四〇—二四二頁に於て、石井孝氏に依て紹介されてゐる。
- ⑫ 前掲徳川時代のマニユファクチュア六頁。
- ⑬ 此事は、全體として觀れば、農村的家内工業及び同業組合的手工業の依然たる存在、商業資本主義の優位性を否定するものでは決してない。
- ⑭ 荻生徂徠著政談日本經濟叢書第三卷三八七頁。
- ⑮ 前掲日本經濟史概要二二二—二二七頁。
- ⑯ 前掲政談同頁。
- ⑰ 武陽隱士著世事見聞錄近世社會經濟叢書第一卷四八頁。
- ⑱ 同右五〇—五一頁
- ⑲ 前掲日本經濟叢書第三卷政談に對する解題。
- ⑳ 前掲近世社會經濟叢書第一卷世事見聞錄に對する解題。尙同世事見聞錄には文化十三(一八一六)年の序ある由。
- ㉑ 參照。
- ㉒ 織豊兩氏に依て統一、徳川氏が繼承せる吾國民國家に對しても、特にアツアの名を冠せんとする見解(例へば、羽仁五郎氏著東洋に於ける資本主義の形成(四)史學雜誌第四十三編第八號六四頁以下)に就ては、其翻譯なる事に依て考慮せらる可き點

多々あると愚考されるが、同時に其を維新後の其と同一視する事も戒心されねばならぬ。

- ⑳ 文久四年甲子正月二十七日宸翰ノ寫、開國起原下海舟全集卷二、四五三頁謹載。尙、吾國民國家の確立過程の考察には「諸價沸騰生民塗炭ニ苦ム」に至つた貿易開始と其經過の究明が不可缺でなければならぬ。蓋し、列國の強壓と通商、尊王論と攘夷論は不可分離であるからであるが、先に昭和七年度卒業論文「歐米の日本進出と幕末貿易の意義」に於て、若干卑見を述べる處のあつた私は、兩者の綜合的論述は他日を期すること、し、此處では唯、列國の抑壓の意義、然も主として國家形態に及ぼせる影響につき拙論せんとするに過ぎない。

- ㉑ 萬延元年三月野宮定功卿に上りし書、眞木和泉守遺文五一頁。

- ㉒ 戊四月二十四日藩公に上りし書、同右六七頁。

- ㉓ 左衛門督大原重徳詔命を齎し東下の勅諭、前掲開國起原下三八〇頁謹載。

- ㉔ 烏田三郎著開國事歴、大隈重信撰開國五十年史上卷一五九頁。尙、私が先に織豊時代以降、既に吾國に國民國家の成立を見るに至つたと述べたのは、決して夫が封建制度、地方分權制を全く拋棄したと言ふ意味に於てではない。寧ろ初期の國民國家は中世的、近世的兩要素を内包する處に特色を有するのである。

- ㉕ 木村芥舟編三十年史四六九—四七三頁所載。

- ㉖ 日下部東作著大久保利通傳上卷三一〇頁所載。

- ㉗ 春山青次郎著平野國臣傳四三—四三六頁所載。

- ㉘ 文久元年十一月(日不明)尊攘英斷錄追加、同右三八八頁所載。

- ㉙ 幕府は既に、其獨自的存在の意義を喪失しつゝあつた。従つて、所謂佐幕黨と雖も、公武合體論以外には考へられない。最も頑強に官軍に抵抗した會津藩の如きも、夫は薩長等雄藩の勢力伸長に對し戦つたに過ぎなかつた(徳川慶喜公傳卷四、一八八—一八九頁)。私が佐幕論に觸れなかつたのは此の故である。

- ㉚ 例へば、大久保利通が公武合體論を放棄して王政復古論者に轉じたのは、漸く文久三年の事に屬し(前掲大久保利通傳上卷五

○七頁）岩倉公の如きも、其初和宮降下に斡旋して公武合體の實を計り（岩倉公實記上卷三八三—三八七頁）、爲に四奸兩嬖の中に數へられた程であつた。

尙是等に就ては、福地源一郎著幕末外交家（二二六—二二七頁）の「之を要するに公武合體論者は門閥家に多くして自ら保守の精神に厚く過激論者は少壯有志及び微祿浮浪の徒なれば進取の氣象に富めるを以て云々」の所論は注目さる可く、又是等公武全體、尊王論の發展經過は、前掲徳川慶喜公傳卷一—卷四に詳述せられてゐる。

④ 同右徳川慶喜公傳卷七、一八三頁所載。

神田孝平戊辰四月高唱する處の「日本國當今急務五ヶ條の事、一、我日本は永久獨立國たるべし。決して他國の附屬となるべからず。二、我日本獨立せんと欲せば、是に相應せる國力を起さざるべからず。三、右國力を起さんと欲せば日本國中宜しく一致すべし。以下略」（中外新聞第十二號、幕末明治新聞全集三所載）等は更に其間の消息を明確に示すものと考へられる。

本 論 その三

幕末維新史なるものが其自體、彼のペリーの吾國鎖國の打破に依て初めて、目まぐるしき展開を遂げたる事は、何人も疑なき處であらう。従つて其以後、吾國と緊密なる關係を有つに至れる歐米諸列強が、絶えず、吾國其後の國內情勢の轉換に多大の關心を拂ひ、又又其に順應したる諸對策を夫々講せる事は、容易に想像し得らるゝ處である。

所謂幕末の外交史なるものは、其期間に於て決して長年月に亙るものではなかつたが、然し、其が繰展げたる諸經過は餘りにも複雑であつた。拙論に於ける任務は、唯「本論その二」に於て概観したるが如き、吾國民國家の確立運動に對する列強の態度如何の概観にある。蓋し、吾々が明治政府の成立

に於て見得る、確立せる國民國家なるものは、決して單に吾國民の要望に依てのみ貫徹せられたのではなく、列國の動向が甚だ強く其に影響し、又其を促進せしめたと信ずるからである。

言ふ迄もなく、幕末に於ても政權は、尙幕府の掌握する處であつた。斯くて吾々は、先づ列強の幕府に對する態度如何より初めねばならぬ。

「軍器等も往昔よりは便利の品數多出來いたし其内鐵砲は殊に發明の製造方多分に有之候右等の品々は政府に於而も當節御必要の品と奉存候間御用の義も有之候はゞ製造いたし差上候様仕べく候云々」^①、

「兼而魯西亞は別段之御取扱相成候旨申聞置候次第も有之候間たとへばアメリカかえ五分御免し相成候義は露西亞えは六分御免と申程別段之廉無之候而は逆も取まとめ方出來兼候義も可有之哉も難計候云々」^②。開國當初に於て、最も幕府と緊密なる關係を有したのは、實に露西亞であつた。蓋し、當時歐洲の風雲急迫し、近く禍亂が支那及北太平洋の露領に波及せんとした爲、露西亞使節 Putiatine は、ペリーの如き強硬策を執らず、巧に外交的辭令を用ひて吾歡心を求めた結果、自ら吾幕吏間に親露的氣運を起さしめたものであらう。^③

然し乍ら、吾國外交の指導權は、やがて條約締結の殊勳者、米國に移らねばならなかつた。クリミヤ戰爭は、露並に英佛をして、其戰亂の渦中に捲込めるに對し、米國は何等此に禍される事なく、自

らの政策を遂行する事が出来たからである。^④

「一軍船蒸汽船其外何様之軍器ニ而も御入用之品は持渡候様可致海軍之士官陸軍之士官歩軍之士官幾百人成とも御用ニ候は、差出可申候。

一、大統領願には西洋各國ともし確執等有之候節は格別大切之取扱中立ニ被立置候様兼而申唱心掛罷在候云々」^⑤。安政四年十月廿六日、堀田備中守宅に於て堂々宇宙の大勢を論じ、鎖國孤立を墨守するの危険を説けるハリスの親慕態度は、其後永く持續せられ、殊に其は彼の同國公使館付通辯官 Husken 殺害事件に於て、^⑥英國を初とする列國の江戸退去と言ふが如き强硬策にも不拘、^⑦寧ろ其を、彼の幕府の注告無視に歸因せしめて退去に加らず、^⑧敢て幕府を苦境に陥らしめなかつた事に依て、最も良く發揮せられたのであつた。^⑨

斯く吾外交界の雄として、常に親慕的態度を持せるハリスは、健康の勝れざると老齡の故を以て、翌一八六二年四月歸國する事となつたが、^⑩後任 Pryn に至つては「日本駐劄の列國使臣と友厚的緊密なる聯繫を保持し、排他的特權を企圖する事なく、凡ゆる問題に關し自由に討伐すべき旨」^⑪の訓令を國務卿 Seward より受け、最早ハリスに於て見られたるが如き獨自的積極的外交は行はれなかつた。何となれば、本國に勃發せる南北戦争なる内亂（一八六一—六五）は、彼の立場を甚だ困難ならしめ、自主的外交より追隨的外交に轉せざるを得ざらしめたからである。^⑫

宛も斯る時「一は日本海から支那黃海に至る自由航路の保障を爲し、又有事の際には歐洲と支那日本との貿易を妨碍破壊する行動の根據と爲し」二には「歐米列國が露國の支那沿岸に獲たる新領土に接近して、立脚地を作らんとするを妨ぐ爲に」強行せられたる露艦の對島占領と租借交渉があつた。是に善處する爲、幕府が「露國が此海面に爪牙を磨けるに」特に痛切なる利害を有し、その「分割せられんとするを袖手傍觀」し得なかつた英國と、接近の機を作るに至れるのは當然であつた。

「國內人心不折合の故を以て兵庫新潟の兩港おそび江戸大阪の兩都の開市を延期せん事を望み」先づハリスに就て「米國政府をして必らず之を受諾せしむべし」との快諾を得たる安藤閣老が、彼の歸國と同國其後の消極的追隨主義への轉向に依り、勢ひ露艦の對島退去に盡せる英國公使 A. Look の力に倚らんとしたが、其初「是れ條約に關する大問題なり本國に具申せでは何とも返答に及び難しと答へて容易に肯んず可き色も無」つた彼も、閣老の熱意に動かされて漸く是に同意するに至つてからは、克く本國政府との斡旋に盡し、竹内下野守等一行の使命は、何國よりも先づ英國に於て「倫敦覺書」の締結に依て達成せられたのであつた。

然し乍ら、國內に於ける攘夷運動熾烈化の結果としての文久元年五月及び翌二年同月の兩度に互る英吉利公使館の襲撃、就中同八月の所謂生麥事件等々は、自ら幕府對英國間の空氣を急迫せしめねばならなかつた。

即ち、兩者間の危機は「五月三日^{十六}日償金總額十一萬磅、即ち四十四萬弗の内十四萬弗を支拂ひ殘額は八週間以内に支拂ふ可き」公約²⁶の破棄を以て其極に達し、同國代理公使 Zeale は、遂に Kupper 中將に對し「余が專念平和的態度を以て爲せし凡ゆる努力も、斯く失敗に歸したる結果、吾々各自に與へられたる訓令遂行の爲、誠意の破廉耻の放棄に對し、大君政府を膺徴すべく、即刻的強行手段と他の適當なる方法を執られん事を要望²⁷」さへするに至つた程であつた。

斯る際「今般英國より日本へ對し難題申懸候趣オロシヤより御加勢可申間御打拂可成候彌御治定候ハ、早速本國へ引返し軍艦取揃へ參り可申²⁸」く、露國より援助方申出であつたが、先の對島事件以來全く其眞意を危懼せる幕府は、寧ろ上述の如く、當時既に吾外交界の第一線より退却を餘儀なくせられつゝあつたとは謂へ、例へば生麥事件に際しても「同事件は素より不幸なる事件に相違なきも、全く偶發的なるものにして、同じ狀況にあつては、恐らくや日本人と雖も殺害せられたであらう。英國政府の執りつゝある態度は、不當に過ぎると考へられる云々²⁹」として、終始幕府に同情的態度を示せる米國に調停方を依頼したが、其は不幸英國の拒絶に遇ひ、自ら幕府は、彼のクリミア戰役以來殆んど凡ゆる問題に就て英國と提携、歩調を合せたる佛國に其盡力を仰がねばならなかつた³⁰。

爾來、幕府對佛蘭西の特殊的なる關係は、其崩壞に至る迄續き、又其反面に於て、幕英間の關係は日を追ひ懸隔の甚しさを加へるに至つたが、然し尙此前後に於ては、右に概觀せる各國の對幕府方策

が何れもさうであつた如く、其處には唯、何國が或期間に於て、より幕府と接近乃至隔離せるかの差違が見得られるだけであつて、當時兩者間に最も險惡なる陰影を投せる英國に於ても、吾々は未だ反幕的傾向は認知し得ないのである。

即ち、生麥事件解決の停滯に依て、當時幕府と最も急迫せる關係に立ち、クーパー中將指揮の下に香港より強力艦隊の横濱集結を斷行せる英國と雖も、其出動の目的は、幕府を威嚇して難局に陥らしむるよりは寧ろ「對外關係に於て大君政府に反對し、又目下賠償要求中の犯罪の下手人と斯くも直接に結合しつゝある此大名（即ち薩摩侯）に向けられん」とするものであり、所詮は「攘夷行動の排除」にあつたのであつた。

然るに、攘夷派の一巨頭たる薩藩を抑へ、以て幕府の權力の回復と強化を計らんとしたる英艦の鹿兒島砲撃なるものは、所期の如く同藩をして攘夷の旗を撤回せしめたが、他の目的たる幕府の補強工作とはならずして、却つて同藩との接近の促進と「外人に對する故なき敵對よりは、他の優秀なる武器輸入に依る將軍への拮抗の可能」⁽³⁵⁾を確信せしめ、茲に英國は初めて、幕府以外に尙有力なる政治的勢力の存在する事を認識するに至つた。

爾來兩者間の友厚的關係は、急角度に進展し、軍艦購入にニール代理公使の特別斡旋をさへ求むる有様であつたが、⁽³⁶⁾而も尙薩藩砲撃の收獲は、英國をして幕府以外に有力なる政治的中心の存する事を

認知せしめたに留まり、吾々は未だ此後と雖も、英國の幕府否定は見得ないのである。下關の外船砲撃に端を發せる英、佛、米、蘭四國の聯合艦隊下關出動も「畢竟は、其羸弱なる手より逸脱せる支配力を回復すべき機會を大君に與へん」⁽⁴⁷⁾としたものであり、又幕府も是に默認を惜まなかつたのであつた。⁽⁴⁸⁾

要之、聯合艦隊の下關砲撃頃迄の各國は、假令其諸狀勢の然らしむる處に依て、其時期に於て親疎の差こそあれ、何れも幕權を容認し、以て其を、より強固ならしめんとしつゝあたのを知り得るのである。

Griffs は曰く、ハリスは既に「吾國に、Spiritual と Temporal の兩 Emperor」の存する事を認め其二元的政治機構に疑義を抱いてゐたと。⁽⁴⁹⁾ 又 Treat は、ブリュインは條約勅許説を提唱せる最初の人であると説く。⁽⁵⁰⁾ 然し乍ら、米國其後の行動が、例へば其聯合艦隊の下關砲撃への參加が「大君の統治の及ばず、殆んど獨立とも謂ふ可き諸大名間の連繫を切斷し得る程に幕府を強力ならしめん爲」⁽⁵¹⁾のものである如く、殆んど常に親幕的であつた事を考慮するならば、此等條約勅許説の如きも、寧ろ内外の諸情勢に依り苦境に起ちつゝある幕府の勢力を、如何にして維持伸長せしめんかの態度より出でたものと愚考せられる。

或は又、斯る間に於ける長州藩士井上聞多、伊藤俊輔等の英國通辯官 Satow に對する「長州侯は

外人に對し素々好意を有せる事、外國使臣は須らく大君を棄て、大阪に到り、直接御門の使臣と會見して條約締結をなすの良法」たる可き旨の勸告、^⑭其他吾國々内狀勢の推移に對する細心の觀察に依るオールコックの佛國公使 Ballecourt に對する「御門は漸次往時の權力を回復し、列國に約されたる權益を奪回せん事を試むるに至るべきを以て、列國は須らく、其對象を定むるに方り、對象を御門となさざるべからず云々」^⑮の意見披瀝にも不拘、彼が其後、吾國を退去する一月前、本國政府に寄せたる報告書「吾々が、より大なる自由と絶對的安全を正當に望む爲には、前以て吾々は國內的抗争を終熄せしめ、外交問題に關する御門と大君間の、より完全なる意見の一致を計らねばならぬ云々」^⑯に於ても窺知し得るが如く、聯合艦隊の下關砲撃に際して最も積極的であり、其爲却つて日英間の惡化を處れて歸國を命せられたる程の彼にさへ、吾々は尙幕府勢力に對する絶對的否定は認め難いのである。

畢竟、此間に至つて列強の何れもが支持して已まざる條約勅許説なるものは、假令態度の差こそあれ、幕權否認の爲の其ではなく、寧ろ其結果たる朝幕融和に依る幕府勢威の保持乃至回復の目的より出でたものであり、其を國內的より觀れば、早や元治年度に至つて漸く其實力を失ひつゝあるとは謂へ、少くとも政界の上層部に於ては依然、公武合體論の支配的なりし情勢に相呼應する列強の對日政策に外ならなかつた。

而も斯る態度を最も積極的に固持せんとしたものは、先に述べたるが如く、生麥事件以來頓に幕府

と親密の度を加ふるに至れる佛國であつたが、殊に其は、長州の外船砲撃事件の未解決中、駐日公使として新に赴任せる Roches に依て、飽迄自主的、積極的に遂行せられたのであつた。

維新政府成立に至る迄の、幕府對佛國間の特殊關係は、餘りにも著名であり、其論說に於ても、古くは尾佐竹猛氏の「徳川幕府と佛蘭西との密約に就て」⁽¹⁷⁾より、大塚武松氏の「佛國公使レオン・ロツシユの政策行動について」⁽¹⁸⁾及び「下關事件に對する英佛兩國の態度」⁽¹⁹⁾、本庄榮治郎氏の「レオン・ロツシユと幕末の庶政改革」⁽²⁰⁾、丸山國雄氏の「幕末開港期に於ける生絲貿易の展望」⁽²¹⁾其他石井孝氏の「幕末に於ける日佛間の經濟關係」⁽²²⁾の諸研究あり、殊に大塚氏は、其滯佛中蒐集されし佛國側の貴重なる資料を典據して詳細に述べて居られる爲、今茲に私が、より貧弱にして第二義的資料を以て拙述する要もなき事と思はれるが、假令其は廢棄せられたとは謂へ「使節(横濱鎖港談判使節)歸朝後五ヶ月内に、下關海峽の佛蘭西船通航を開く可し。若し已むを得ざる時は武力を用ひ、若し必要あらば佛國海軍分隊指揮官と一致提携する事」を規定したる所謂巴里廢約⁽²³⁾の精神を繼承せる、一見不可解なるが如き幕佛間の接近も、其歸する處は「日本國との正當なる關係は、一に將軍の勢力安定に繋つてゐるもの」との信念より、幕府を終始絶對支持して、より強固なる勢力を保持せしめんとしたものに他ならなかつたのである。

條約勅許に於て相一致せる米、蘭兩國と雖も、幕府に對する絶大なる同情は依然惜しむ處ではなかつた。

つた。⁽⁵⁵⁾

而るに、彼の鹿兒島砲撃以來、薩藩と特殊の關係に入れる英國は今又、下關攻撃以來頓に長州藩と接近するに至つた。

「貴國の形勢を篤と案するに或諸侯不忠の働ありて表ハ鎖港の議論を立且天子迄も奏聞に及び裏ニハ開港の志を抱き薩州長州の如き密に英國の使者を遣し英政府と熟談云々」⁽⁵⁶⁾

蓋し、此等の事件は兩藩をして外國軍備の優越を體得せしめ、勢ひ兵器に秀れたる英國に依て其充實を期せんとしたものであらうが、正に此頃より、列強中唯獨り英國のみ對日政策の劃期的轉換を行つたのであつた。

素より吾々は、オールコックの在任中に於ても、彼の幕府勢力に對する疑念は見得たのであるが、⁽⁵⁵⁾然し、薩長二雄藩を其背後に持ち給ふ朝廷を、眞の主權者とする新なる認識を基礎として、新對日政策を樹立、強行したる者こそ實に、一八六五年七月横濱に上陸せる新任駐日公使 *Palmerston* であつた。⁽⁵⁶⁾

爾來彼の薩長への接近は、日を経るに従つて愈々緊にして密、遂に其は、彼の鹿兒島訪問及びその使者 *Palmerston* 提督の長州訪問に迄發展するに至つた。⁽⁵⁷⁾

「長州の事は如何なつてゐますか。大君は其軍隊の大部分を引上げたと聞いてゐますが」。

「長州は非常に強力であり、又其立場は正當です。如何なる大名も大君を支持しませぬまい、大君は今

や長州を撃つ機會を失つてゐます」。

「大君が其精銳を長州に派遣し、先づ強力に是を攻撃すれば、是を降伏せしめる事が出来ると思ひます」。

「いや、決して。大君は誤つてゐます」。

「貴藩と長州とは、非常に親密の様に感ぜられました」。

「親密ではありません。然し吾々が、同じ立場にある藩の一に、同志的感情を抱くのは當然です」の

薩藩訪問の際の新納刑部との會談、或は宛も此時、汽船にて入港中の長藩士と薩藩士との會合等に依て是より早く同年四、五月頃「今吾レ大君ハ日本ノ君主ト言シ僞ヲ知レリ。其故ハ外ニモ彼ノ權勢ノ同

キ者數多アルヲモツテナリ。然ハ唯今ノ條約ニ新ニ諸侯ト條約改革セン云々」と「英國策論」に新なる

所見を述べたるサトウが「西國大名中、最も有力なる兩藩間の諒解は成立し、やがて倒幕を目指して結成せられん事は明瞭」なりとして敢て怪む處もなく、寧ろ「薩摩の人々は凡て、吾々に對し親善と思はれる。∴彼等はやがて間もなく、日本の先頭に立つであらう」との印象を残して同地を去れるを

觀れば、或は又、幕府の長州再征の際の長州藩の快勝が、先頃來英國と接近して軍備の擴充に努めつゝある薩藩を通じ購入せる優秀なる兵器に歸因するとさへされるならば、文久以來犬猿も雷ならぬ兩

藩等に相聯合して王政を復古すべく密約せられたる慶應二年正月の所謂薩長同盟の成立、及び此等兩

藩を樞軸とする倒幕的尊王論の昂揚と其勝利の中に、よし無形であれ有形であれ、吾々は新なる認識に立脚せる英吉利の對日新政策の重大なる役割を認めざるを得ないであらう。

以上、私が粗述した列國の對日政策の變遷に關する概觀に依ても、列強は元治年度迄その親疎は問はず、常に幕府を主權者として認むるか、乃至、假令漸次其實權を疑惑するに至れる者あるも、朝幕融和に依て却つて其は維持或は強化され得ると信じて是に交渉と關係を保ち、殊に佛蘭西を先頭とする米、蘭等は其後と雖も尙斯る政策を固持しつゝあつた、而るに獨り英吉利のみは、克く時勢の推移を鋭敏に把握して新なる情勢に對應する薩長との聯繫に依る倒幕的尊王論に絶大の支持と援助を惜まず、遂に其が究局に於て輝しき勝利を得るに至つた事を知り得るであらう。

所詮、幕府を主權者としてなされたる公武合體論は、元治年度前後迄の指導理念であつて、其以後は何等大勢を動かすに足らず、其に代るものは倒幕的尊王論であつたが、斯る新なる情勢の轉化に對する唯一の正しき認識者として英吉利外交が勝利を博し、反之舊態依然たる他列國、殊に佛蘭西の夫が全く失敗に歸したのは當然であつた。

然し乍ら此處に注目すべきは、假令其主權者と認むる者は朝廷であれ幕府であれ、列強は等しく而も終始、より強固にして統一ある國民國家の出現を要望して已まなかつたと言ふ事である。

「世襲的大君が、其實權を今後とも保持し得るや否やは、日本人自ら決す可き事である。…主權が一

人に歸屬するや、他の多數に歸するやは、日本人間に決定せらる可きであつて吾國には何等關係なき處である云々⁽⁷⁶⁾のオールコックの長州侯宛覺書、及び「外國貿易に好意を有せる幕閣並に諸大名には、凡ゆる激勵と援助を惜まず、封對制度と日本の保護貿易論に最後の打撃を與ふ可く指導すべし云々」⁽⁷⁷⁾の Russell 外相よりオールコック宛訓令に依ても窺ひ得る如く、列強は其所在の如何を問はず、唯各自、其眞の主權者と認むる者に支援を與へて尙殘滓多き封建的、地方分權的政治形態を揚棄せしめ、以て所謂國民國家の、より強固なる確立を計らんとしたものに他ならなかつた。

而らば何故に列國は、吾國民國家の確立を要望して已まなかつたか。

周知の如く、ペリーの日本遠征隊の出勤の大なる目的の一つは、通商の爲に吾國に閉ざれたる門戸を開く事にあり、又佛蘭西の幕府との特殊關係も、決して單に同國のボナパルト的政治的野心の遂行許りでなく、輸出貿易の獨占にあつたとされる如く、⁽⁷⁸⁾或は又「平和にして相互に有利なる貿易を營む目的の下に適當と考へるものを獲得する爲、現存の政府乃至條約の字句或は制限の何等かの變更が必要とせられるならば、締盟各國は其に對し何等妨ぐる事なし」⁽⁷⁹⁾のオールコックの前掲長州侯宛覺書の如く「今や西洋の多くの眼は、益々増大しつゝある生産品の爲の新なる市場を求む可く、日本に向けられつゝあつた」⁽⁸⁰⁾のであり、新る爲には、歐米の列國何れも吾市場の安定を必要とせるは言ふ迄もなく、其爲には何よりも先づ、既に織豊時代以降形成せられつゝあつたとは謂へ、今尙地方分權的勢力強き

國民國家日本をして、より強固にして統一ある國民國家の確立に向はしむる必要があつた。唯列國の吾國々内狀勢に對する認識の如何と、夫々の國の特殊事情に従ひ、或者は終始幕府に依る其を、或者は新にして正しき把握の下に、薩長を基礎とし給ふ朝廷に依る其を計らんとし、遂に其が勝利を得て茲に維新政府の成立となるに至つたのである。

- ① 嘉永六丑年十二月廿四日(魯西亞使節と筒井肥前守、川路左衛門尉との)對話筆記、開國起原上、海舟全集第一卷二〇一頁。
- ② 寅二月露西亞船再渡之節取計方之儀付内慮相伺候書付同右一一五頁。
- ③ 大塚武松氏著幕末の外交七頁參照。
- ④ 吾外交史上、最も古き歴史と傳統を有せる和蘭は、既に過去の國として、何等幕末外交の上に指導的立場を有し得なかつた。
- ⑤ 十月廿六日備中守宅に於て亞墨利加使節申立之趣、前掲開國起原上二〇四―二〇五頁。大隈重信著開國大勢史九〇四―九〇五頁。
- ⑥ Treat; Early Diplomatic Relations between the United States and Japan, 1853-1865. Baltimore, 1917. pp. 159-160.
- ⑦ Mr. Alcock to Lord Russell, Yeddo January 26, 1861. Correspondence respecting Affairs in Japan, March and April, 1861. p. 7.
- ⑧ Mr. Harris to Mr. Alcock. Legation of the United States in Japan. Yeddo, February 12, 1861. Correspondence respecting Affairs in Japan. March and April, 1861. pp. 42-43.
- ⑨ 前掲幕末の外交三三―三四頁參照。
- ⑩ Treat; op. cit. pp. 188-189.
- ⑪ Morse and MacNair; Far Eastern International Relations. Boston, 1931. p. 311. Treat; op. cit. p. 194.
- ⑫ Morse and MacNair; loc. cit.

⑬ 一八六一年八月二日付オールコックの報告、前掲幕末の外交四〇頁所載。

⑭ 對州魚人上陸之件、前掲開國起原下六〇頁以下參照。

⑮ オールコックの本國政府への建議前掲幕末の外交四一頁所載。

⑯ 前掲幕末の外交第五章露艦の對島滯泊參照。

尚爾津正志氏京都大學文學部に於ける卒業論文は、この問題に關し詳細なる研究を送けられたと聞くが、未だ私は高説に接しない。又、先に大塚先生より拜借した Blue Book の中、此の件に關しての資料は看過したのであらうか、書留めておかなかつた爲⑰、⑱は同氏前掲書所載の資料を援用した。

⑰ 福地源一郎著懷往事談六八頁。

⑱ 前掲開國大勢史一〇七三頁。

⑲ 前掲懷往事談六八一六九頁。

⑳ 本國政府も其初は、是等の使節を兩都市兩港開市開港延期使節としてではなく、唯單なる儀禮的使節として選せんとした程であつた。

Earl Russell to Ear Cowley. Foreign Office, April 19, 1862. Correspondence respecting Affairs in Japan, 1863. p. 1.

㉑ Memorandum signed by Earl Russell and Japanese Envoy, June 6, 1862. Correspondence respecting Affairs in Japan, 1863. pp. 8-9.

尙同使節渡歐の目的には此外、先の萬延元年遣米使節の夫と同じく、條約締結に對する儀禮的訪問があつた。前掲懷往事談六九一七〇頁。

㉒ Paske-Smith; Western Barbarians in Japan and Formosa in Tokugawa Days 1603-1868. Kobe, 1930. Chapt. VIII pp. 184-192.

㉓ Alcock; The Capital of the Tycoon. London, 1863. vol. II pp. 151-170.

㉔ Black; Young Japan. New York, 1883. vol. I. pp. 93-94.

- ②8 Black; op. cit. vol. I. Chap. XIII. pp. 122-144.
- ②9 Lieutenant-Colonel Neale to Earl Russell. Yokohama, June 14, 1863. 附録 June 14, 1863 附 Agreement. Correspondence respecting Affairs in Japan, 1864. p. 69.
- ③0 Lieutenant-Colonel Neale to Vice Admiral Kuper. Yokohama, June 20, 1863. Correspondence respecting Affairs in Japan, 1864. p. 73.
- ③1 文久三年二月廿日魯國軍艦ヨリ建言ノ風説、嘉永明治年間録卷ノ十二所載。
- ③2 Treat; op. cit. p. 249.
- ③3 アルノン・ド・ルサン著藤徳器・大井征兩氏共譯、英米佛蘭聯合艦隊幕末海戦記四九頁。
- ③4 露艦の對島占領に際しても、又生麥事件に於ても、英佛は利害を一にし、殊に後者の場合には佛國は英國に武力的援助をもなした。前項に就ては、前掲幕末の外交四一—四二頁、後項に關しては、Lieutenant-Colonel Neale to Earl Russell. Yokohama, April 19, 1863. Correspondence respecting Affairs in Japan, 1864. p. 50. Lieutenant-Colonel Neale to Earl Russell. Yokohama, April 29, 1863. Correspondence respecting Affairs in Japan, 1864. p. 52 等參照。
- ③5 「英夷殊之外立腹致シ、一旦證書差贈候儀、今更變改致候、甚以不信之至、此上ハ存奇有之候間、最早閣老ニテモ誰ニテモ面會不致ト申切、戰爭取掛可申體ニ付、佛朗西人ヲ頼ミ當時談判中之由申立候云々」。文久三年五月二十四日付徳川慶喜より應司輔熙への呈書。徳川慶喜公傳卷五、五三三—五三四頁所載。
- ③6 Lieutenant-Colonel Neale to Earl Russell. Yokohama, March, 29, 1863. Correspondence respecting Affairs in Japan, 1864. p. 36.
- ③7 Lieutenant-Colonel Neale to Earl Russell. Yokohama, March 29, 1863. Correspondence respecting Affairs in Japan, 1864. p. 37.
- ③8 Treat; op. cit. p. 292.
- ③9 Treat; Japan and the United States, 1853-1921. Boston, 1921. p. 63.

- ⑮ Memorandum, July 22nd, 1864. Yokohama. Correspondence respecting Affairs in Japan, 1865, p. 64.
- ⑯ Treat: Early Diplomatic Relations between the United States and Japan. 1853-1865, p. 349.
- ⑰ Griffiths; Townsend Harris. Boston, 1896, p. 121.
- ⑱ Mr. Pruyn to Mr. Seward. Legation of the United States, Japan, Yokohama. June 27, 1863. Correspondence respecting Affairs in Japan. 1865, p. 19.
- ⑲ Treat; op. cit. pp. 278-279.
- ⑳ Treat. op. cit. p. 322.
- ㉑ Extracts of Reports from Mrs. Insile and Satow. August 12, 1864. Correspondence respecting Affairs in Japan, 1865, p. 75.
- ㉒ ヌントールの一八六四年三月十九日付本國への報告書大塚武松氏著「關事件に對する英佛の態度(抜刷)」一九二〇頁所載。
- ㉓ Sir R. Alcock to Earl Russell. Yokohama, November 18, 1864. Correspondence respecting Affairs in Japan, 1865, p. 148.
- ㉔ Earl Russell to Sir R. Alcock. Foreign Office, August 8, 1864. Correspondence respecting Affairs in Japan, p. 54. 其他同月十八日及二十五日付訓令參照。
- ㉕ 尾佐竹猛氏著國際法より觀たる幕末外交物語增補一一二九頁所載。
- ㉖ 史學雜誌第四十七編第七號一一四二頁、同八號四六一六五頁所載。
- ㉗ 國史學所載同氏論文の抜刷。
- ㉘ 經濟史研究第十三卷第一號一一二三頁所載。
- ㉙ 史學雜誌第四十三編第十二號三八一八三頁所載。
- ㉚ 歷史學研究第六卷第一號三三一六三頁、同第二號三七一六一頁所載。
- ㉛ Extract from the "Monitor" of June 26, 1864. Correspondence respecting Affairs in Japan, 1865, pp. 25-26.
- ㉜ 一八六六年八月某日のロッシェの言、前掲佛國公使「レオン・ロッシェ」の政策行動について、史學雜誌第四十六編第七號二八一

二九頁所載。

⑤ Black; op. cit. vol. I. p. 388.

ポルトインに代れる米國代理公使 Portman の國務卿シマード宛報告に於ては、大君は條約勅許に依り、此國の de facto の政府として承認せられたと述べてゐる。

Papers relating to Foreign Relations of the United States, 1867. Part II. p. 791 但し Wada; American Foreign Policy towards Japan during the Nineteenth Century. Tokyo, 1928. pp. 490-491 所載。

⑤⑥ 慶應元年丑九月十九日佛蘭西全權ミニストル レオンロセスより差出書簡寫、木村芥舟編三十年史六六六—六六七頁所載。

⑤⑦ Black; op. cit. vol. I. p. 338. 尙此外、幕府の貿易獨占を打破して、各藩自由に通商を行はしむる爲にも、漸く幕府の實力を知るに至れる英國と結ぶ事を必要としたものであらう。

⑤⑧ 註④参照。

⑤⑨ Black; op. cit. vol. I. p. 386. 尙「英國公使オールコックは本國に召喚せられ、是歳(一八六四・二)我國を去つた。若し彼が猶存在したならば、或は條約勅許、兵庫先期開港要請の談判は、翌慶應元年九月を待たなかつたであらう」と大塚氏が前掲「幕末の外交」八五頁に於て述べられて居られる如く、私はオールコックの對日認識の不足を言はんとするものではなく、唯對日新政策の收獲が、パークス時代に齎らされたと言ふに過ぎない。

⑤⑩ Dickens and Lane-Poole; The Life of Sir Harry Parkes. London, 1892. Vol. II. pp. 65-67. Satow; A Diplomat in Japan. London, 1921. pp. 170-174.

⑤⑪ 前掲徳川慶喜公傳卷三、三六九—三七七頁。

⑤⑫ Satow; op. cit. p. 172.

⑤⑬ 吉野作造氏サトウ著「英國策論」を紹介するに當つての解説、新舊時代、大正十五年四月號四九頁。

⑤⑭ 前掲英國策論、新舊時代大正十五年四月號五二頁。

- ⑧ Satow ; op. cit. p. 173.
- ⑨ Satow ; op. cit. p. 174.
- ⑩ 日下部東作著 大久保利通傳中卷一二頁。
- ⑪ Treat ; Japan and the United States. 1853-1921. p. 79.
- ⑫ 前掲大久保利通傳中卷第七篇第一章參照。
- ⑬ Memorandum of Sir R. Alcock, delivered to the Prince of Choshu's Officers, July 21, 1864. Correspondence respecting Affairs in Japan. 1865. p. 73.
- ⑭ Earl Russell to Sir R. Alcock. Foreign Office, July 26, 1864. Correspondence respecting Affairs in Japan. 1865. p. 45.
- ⑮ Hawks ; Narrative of the Expedition of an American Squadron to the China Sea and Japan, under the Command of Commodore M. C. Perry. Washington. 1856. p. 77.
- ⑯ Dickens and Lane-Poole ; op. cit. vol. II. p. 52.
- ⑰ 其他前掲大塚、丸山、石井諸氏等の諸論文參照。
- ⑱ ⑲に同じ。
- ⑳ Alcock ; op. cit. vol. I. p. 4.

結 語

要之、萬邦無比の吾國體の然らしむる處なるは素よりの事乍ら、或は半獨立國的和と謂ひ、或は半植民地的と稱せらるゝ歐米列國の強壓を一大契機として、目まぐるしき展開を示しつつ、王政復古に依て茲に確立するに至れる吾國民國家なるものが、決して單に吾國々内狀勢の必然的歸結である許りで

なく、國內市場確立の點に於て相一致せる列強の、斯る動向に對する絶えざる關心と關與とに依て出現せる事は、正に吾國民國家發展の一大特殊性と謂ふ可きであらう。

國民國家の形成特に確立の普遍性と特殊性の問題を、吾國の其に就き概觀せんとしてより茲に一年、今拙論を通讀して其論證の甚だ整はず、論旨又洵に不徹底なるを慚愧せざるを得ないが、其等は讀者の有益なる教示と嚴正なる自己批判に依て、他日の一步前進を俟つ事として、せめて小論が、嘗て私が卒業論文作成に際し、不自由なる老眼鏡を通し誤字を訂正して呉れ乍ら、今日其慈愛を甘受し得ない亡父の靈に獻げ得るならば幸甚の外はない。（完）